

難問事案のさばき方 partIV

本会税法研究所の主任研究員や、法科大学院の租税法講師などを務められている山田俊一氏と、同氏を中心とする租税法研究グループ山田塾のメンバーをお招きして、下記の要領で研修会を開催いたします。

第一テーマ

「自らを守るために、税理士が行うべき顧客への説明方法」

第二テーマ

「死者が有する損害賠償請求権の相続と、遺族が受領した賠償金の租税上の扱い」

第三テーマ (山田塾メンバーと講師とのコラボ)

「巨額の役員に対する債務免除につき、源泉徴収義務の有無に関する裁判所の判断の是非」

第一審 広島地裁 控訴審 広島高裁 源泉義務なし

最高裁 差し戻し 差し戻し審 広島高裁 一部源泉徴収義務有り (2017年2月8日判決)

第四テーマ

「税務調査の入り口段階でトラブルとなり、課税庁と対立した状況になると、その後に納税者や税理士にどのような事態が生じるのだろうか」

※上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

講師：税理士 ^{やまだ しゅんいち} 山田 俊一 氏 【法学博士】

本会税法研究所主任研究員・組合有料税務相談所相談員・関東学院大学法科大学院講師・
横浜商工会議所税制委員会副委員長・第58回～60回税理士試験委員

= 開催要領 =

1. 日 時 平成29年7月28日(金) 10時00分～16時00分(受付開始 9時30分)
2. 会 場 税理士会館8階 会議室(下記案内図参照)
3. 定 員・受講料 150名(先着順)・1名10,000円(昼食付き)
4. お申込方法 下記振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
※キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyoo.com>)
※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース5月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振り込みください。入金確認をもって受付となります。